

平成25年度定期監査指摘事項に対する措置内容について（会計室）

指摘事項の要旨	措置内容
<p data-bbox="177 365 821 450">加西市財務規則第8章第2節の規定の表記について</p> <p data-bbox="177 510 821 875">加西市財務規則（以下「財務規則」という。）第128条において、「債権の担保として徴し、又は法令の規定により、市が保管する現金又は有価証券で、市の所有に属しないもの」を雑部金としている。一方で、『新版 逐条地方自治法 第5次改訂版』松本英明著学陽書房880頁においては、法令の規定によらないで市が保管する現金を指して雑部金としている。</p> <p data-bbox="177 891 821 1115">財務規則第8章第2節の規定は、地方自治法第235条の4（現金及び有価証券の保管）における歳入歳出外現金及び有価証券に関するものであるので、規定の表記について検討の上、改正されたい。</p>	<p data-bbox="831 365 1417 450">別紙のとおり、加西市財務規則第8章第2節の規定の表記について改正しました。</p>

加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第8章 現金及び有価証券</p> <p>第1節 歳計現金（第126条・第127条）</p> <p>第2節 歳入歳出外現金及び保管有価証券（第128条～第135条）</p> <p>第3節 金融機関（第136条～第151条）</p> <p>第2節 歳入歳出外現金及び保管有価証券 （歳入歳出外現金及び保管有価証券の意義及び年度区分）</p> <p>第128条 歳入歳出外現金及び保管有価証券（以下「歳入歳出外現金等」という。）とは、債権の担保として徴し、又は法令の規定により、市が保管する現金又は有価証券で、市の所有に属しないものをいう。</p> <p>2 歳入歳出外現金等の年度区分は、受払いを執行した日の属する年度による。 （歳入歳出外現金の整理区分）</p> <p>第129条 歳入歳出外現金は、別表第4に掲げる区分によつて整理しなければならない。ただし、保管金については、会計管理者に協議の上、市長の決定を受けて変更することができる。</p> <p>（市に帰属する歳入歳出外現金等）</p> <p>第135条 歳入管理者は、歳入歳出外現金等のうち市に帰属するものが生じたときは、歳入に収入する手続きをとるものとする。</p> <p>別表第4 歳入歳出外現金の整理区分 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第8章 現金及び有価証券</p> <p>第1節 歳計現金（第126条・第127条）</p> <p>第2節 雑部金（第128条～第135条）</p> <p>第3節 金融機関（第136条～第151条）</p> <p>第2節 雑部金 （雑部金の意義及び年度区分）</p> <p>第128条 雑部金とは、債権の担保として徴し、又は法令の規定により、市が保管する現金又は有価証券で、市の所有に属しないものをいう。</p> <p>2 雑部金の年度区分は、受払いを執行した日の属する年度による。 （雑部金の整理区分）</p> <p>第129条 雑部金は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、別表第4に掲げる区分によつて整理しなければならない。ただし、保管金については、会計管理者に協議の上、市長の決定を受けて変更することができる。</p> <p>（市に帰属する雑部金）</p> <p>第135条 歳入管理者は、雑部金のうち市に帰属するものが生じたときは、歳入に収入する手続きをとるものとする。</p> <p>別表第4 雑部金の整理区分 （略）</p>